10　注４から注９までに定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。 11　［略］ 12　［略］ 13　［略］ ［第２表　略］	9　注４から注８までに定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。 10　［同左］ 11　［同左］ 12　［同左］ ［第２表　同左］
様式第13（第２条第１項関係） 第１表 ［表略］ ［注１～６　略］ 7　広帯域移動無線アクセスシステムを使用するワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスを提供している場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。 8　注４から注７までに定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。 9　［略］ 10　［略］ 11　［略］ ［第２表　略］	**様式第13**（第２条第１項関係） 第１表 ［表同左］ ［注１～６　同左］ ［新設］ 7　注４から注６までに定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。 8　［同左］ 9　［同左］ 10　［同左］ ［第２表　同左］
様式第13の２（第２条第１項関係） 第１表 ［表略］ ［注１～６　略］ 7　地域広帯域無線アクセスシステムを使用するワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスを提供している場合には、「参考事項」の項に当該契約数を記載すること。 8　注４から注７までに定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。 9　［略］ 10　［略］ 11　［略］ ［第２表　略］	**様式第13の２**（第２条第１項関係） 第１表 ［表同左］ ［注１～６　同左］ ［新設］ 7　注４から注６までに定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。 8　［同左］ 9　［同左］ 10　［同左］ ［第２表　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正）

第五条　基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下この条において同じ。）の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則	基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則
目次	目次
［第一章　略］	［第一章　同上］
第二章　第一種交付金	第二章　交付金
［第一節～第三節　略］	［第一節～第三節　同上］
［第一款～第三款　略］	［第一款～第三款　同上］
第四節　第一種交付金の交付の特例（第二十二条）	第四節　交付金の交付の特例（第二十二条）